

第4回史跡広島城跡保存活用会議 要旨

1 会議名称

史跡広島城跡保存活用会議

2 開催日時

令和5年8月29日（火） 14:00～17:00

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階 第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員（敬称略）

三浦正幸（座長）、棚橋久美子（副座長）、三宅正浩、内田和伸、鈴木康之、今川朱美、中越信和、戸田常一

(2) オブザーバー

西隅祐介、児高静博、篠原達也

(3) 事務局

広島市市民局 文化スポーツ部長、文化財担当課長、広島城活性化担当課長
株式会社パスコ

5 議題（公開）

史跡広島城跡保存活用計画素案について

- (1) 第6章 大綱と基本方針
- (2) 第7章 保存管理の方向性と方法
- (3) 第10章 調査の方向性と方法
- (4) その他

6 傍聴人の人数

6人（報道関係者を除く。）

7 会議資料

資料1 史跡広島城跡保存活用計画素案（第6章）

資料2 史跡広島城跡保存活用計画素案（第7章）

資料3 史跡広島城跡保存活用計画素案（第10章）

参考資料1 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地範囲と既調査地点

参考資料2 史跡内の既調査範囲と調査予定範囲

8 発言要旨

議事に入る前に委員の交代について説明があった。

(1) 第6章 大綱と基本方針 について

(素案内容「第6章 大綱と基本方針」について事務局より説明を行った。)

(三浦座長)

第6章について議論していただく前に保存活用計画とはどういうものであるか、内田委員に説明をお願いしたい。

(内田委員)

以前、7～8年前までは保存管理計画と呼ばれ、広島市でも昭和の時代から城跡について作られていた。保存管理計画というのは史跡内における現状変更、発掘調査の際の遺跡の扱い、行為の許可に関する基準を明確にする、また、その前提として史跡の本質的価値を明確にしておくという計画であった。近年では、現状変更だけが問題というだけではなく、活用をどうしていくかということが問われるようになった。今ほど文化財をまちづくりで活用しようという機運が高まったことはないだろうが、そういった中で保存管理だけの計画ではいけない、活用まで考えた計画を作っていく、それを押し進める体制をどのように作るかといった点も計画書としてまとめる必要性が出てきたという状況である。

これら計画を作るために史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書というのがあり、計画書に記載すべき内容・方針を文化庁の方で示したということである。今回その流れに沿って広島城跡は保存活用計画を作っていくと聞いている。史跡に関する保存活用計画は、史跡のマスタープランになる。価値は何か、それをどう保存し活かしていくのかを基本的に示し、それをもって活用・整備の方向性が示されてくる。

広島市では、城跡に関して活用に関する計画や工事が先行している状況とは思いますが、指定地内に限らず指定地外もしっかりと把握して、そこでの発掘調査を整備に活かしていくという考え方が必要になってくる。これから策定する保存活用計画については、マスタープランとしての位置付けを明らかにして、そこに様々な計画がその方向性に則った形で実施されていくのが適当なあり方と考えている。

(三浦座長)

最初の大綱の1頁、四角で囲ってあるところに4項目入っているが、これは一番基本的となる大事なことをこのように明記している。これが最近の報告書の作り方になっていて、ここに全体として今後どうしていくか、今後やることが書いてあって、一番大事なところである。ここに書かれるスローガンの基が、第1章から第5章までで論じている部分である。

ご存じのとおり、(広島城は)まず近世城郭として日本で最初期・最大級の近世城郭で、後の豊臣五大老になった毛利輝元が秀吉の命令によって作った城である。豊臣五大老の城の中で本格的にできているのは広島城と岡山城であるから、そういった意味で考えると、豊

臣政権下における特に巨大な城の代表例である。それから立地点が平地にあったことで、平らな城として日本の城郭の代表例である。それから現在も縄張、石垣が残り、天守は原爆で倒壊したが天守や櫓、そういったものについて日本の近世城郭の最初期のものであり、もし天守などが残っていたら日本現存最古のものであって、日本の天守城郭の歴史を非常に重要に示す根本的な城であるということが一つ、もう一つは、築城以後非常に重要な歴史事件があって、例えば文禄慶長の役の時に出征する兵士たちが広島城を通ってくる。それから関ヶ原の戦いの後に福島正則と領地が交換され、その福島正則は後に広島城の無断修築事件による武家諸法度違反によって改易処分になっている。特に城郭に対する武家諸法度違反で改易をされたことは、唯一ではないが一番代表的な事件として非常に重要であった。その後明治になってから大本営が置かれ、さらに太平洋戦争中には広島軍の司令部が置かれたところであるし、ご存じのとおり被爆の大惨禍を経たところ、また広島戦後の復興についての重要な拠点であった。そういうような大事な遺跡であるということ、それを保存活用するのにふさわしい大綱として皆様にこれからご意見をいただきたい。

(鈴木委員)

3番目の整備の基本方針の(4)が、史跡周辺一帯を含めた歴史的眺望の維持向上となっているが、私の感覚だと歴史的景観にした方が広いと思う。眺望というのはその地点からどうやるかというわけだが、やはり景観というのはもう少し広い概念のような印象を私は持っているので、歴史的景観とした方が良いのではないか。

(事務局)

参考にさせていただく。

(戸田委員)

この史跡マネジメント、私は初めて見る言葉である。ここでいうマネジメントとは、3頁の右上にあるこのサイクルの事をマネジメントと言っているのか。いわゆる史跡の保存・管理・活用・整備、保存活用計画を立てて整備計画を立てる、それを公開・活用していく。その結果を見て自己点検となっている。フィードバックをかけて、まずければ保存活用計画を見直すというサイクルという意味でのマネジメントという理解でよろしいだろうか。そうであれば、先程からマスタープランという言葉が使われていて、私は都市計画を専門としているので、プランを達成するためのプラン、これが大事だと、その実現のためにいろんなことを整備したり実行していくという立場、これがマスタープラン方式である。マネジメントはサイクルであってプロセスが大事である。要は試行錯誤的なものだという事は、保存活用計画が悪ければすぐ見直すというようなサイクルを重視すると、計画のアプローチが違う。マスタープラン方式と考えるのか、マネジメント方式のプロセス重視のアプローチと考えるのかという基本的なスタンスの問題である。これからは私の理解だが、今回の保存活用計画のベースはやはり保存にあると思う。となるとプランが大事で、それに付随して活用していくというような、どちらかというとマスタープラン方式に近いプロセスアプローチというような理解をしているがそれでよろしいのだろうか。

(三浦座長)

内田委員に答えていただければと思うが、史跡は今まで保存が第一義であったが、保存だけするのであれば遺跡が持っている価値を何のために保存するのか、要するに未来の人のために保存するけど現代に生きる人は使えないのかという反省があった。したがって保存が第一ではなく、保存と活用両方が重要であると思っていただきたい。

(戸田委員)

どういうスタンスで考えればいいのか。活用ができなければ保存を改めていると。本質的価値についてはたとえ活用できなくても、そこは要らないというのが大前提であればこれはマスタープラン方式である。プロセスアプローチの場合は、活用ができなければ変えなくても良い。しかし変えることはできないようなところをきちっとガードしておく、そこも姿勢、スタンスの問題である。この史跡マネジメント、おそらく文化庁で考えているマネジメントの意味はどういうところにあるのか。そこははっきりしておいた方がいいのではないか。

(内田委員)

ご指摘のマスタープランやマネジメントという言葉は、それほど都市計画の方で言っているような意味合いできちんと使っているわけではないのが現状である。マスタープランと言っているのは、個別の史跡に関して一番最初に立てる計画として根本の計画になる。ここで方向性等が示されて、それに基づいて整備の計画やあるいは活用の計画、その延長上、流れのフローとして出てくるようなものだと考えていて、そういった意味合いからマスタープランという言葉を使っていたわけだが、都市計画的な定義とは一致しないところがあると思う。

またマネジメントと言っているのは、この計画は遺跡の保護を確実にして、活用を図っていくという計画になるわけだが、基本的には10年くらいを目途に新しい計画を考えていくことになっている。10年も経つと遺跡に変化はなくても社会状況が変わってくるので、活用の在り方も変わってくることになる。そのために状況に合わせた形で新しい計画づくりをその時点でやっていくということになってくる。そして整備事業をやったら、その後は整備したものがどのように使われているのか、あるいは保護のためにやった覆屋において遺跡が劣化しないかモニタリングをすとか、そのようなことをしながら循環をして、また10年くらい経って状況が変わればそこで新しい計画を作る。今までのことで悪いことがあれば直していくというように、常にやったことに対してチェックをしながら改善していくことになる。そして保存活用の活動というのはサステイナブルというか、持続性も考えながら運営していくという考え方になっている。

このように、まったく一つの目標に対して動かないで計画を実行していくというより、様子を見ながらやっていくというような意味合いも含めてマネジメントのような言い方をしていると私は認識している。

(戸田委員)

普通マネジメントというと、都市計画は先程のとおりだが、経営戦略的な面での話、民間企業のマネジメントというのを発想する。それに対して戦略的に不確実なことに対してどう対応するかということで経営方針等は周りの環境によって柔軟に変えていくものである。しかしこの保存活用計画においては、以前から議論されている本質的価値があるから、そこは変えない。そういう意味合いでは、長い目で見ても、長いスパンでのマネジメントとして20年、ワンサイクルで10年ごとに適時見直しと、これは非常に長いスパンでのマネジメントだから、通常経営分野とカリテールマネジメントとは違う。

(三浦座長)

都市計画及びその他、経営経済、そちらの方で使っている厳密な定義のマネジメント、マスタープランとは若干違うものであるというふうに理解していただきたい。それからもう一つ付け加えると、本質的価値は一番史跡として大事なことであるから、基本的には本質的価値を傷めない、傷つけない、壊さないというのが原則である。(価値を)下げるようなことをされては困るが、高めるためにはそのまま凍結保存するわけではない。保存と活用をバランスよく考えるというのが現在の史跡の保護の考え方であって、絶対触ってはいけないというものではないと、そういうようなご理解で議論いただきたい。

(中越委員)

私は研究の立場ではなくて委員の立場で言うと、この地区は中央公園全体が広島市で最も大事な緑地空間である。ご承知のように城跡以外のところはPark-PFIなどで、次々と活用計画を実施していると思う。これは私の立場で言うと、この城跡だけはそういう簡単に手が出せないような状況にしてもらえればそれで大いに結構だと思っているが、いわゆる防災空間だとか、ファンクションはそのまま残してもらわないと、ここだけ立入禁止では困るので、緊急時には活用できるというそのようなことが必要だと思う。

(三浦座長)

都市にある一番重要な公園や緑地帯、それから災害時における避難地、そういったものも当然兼ねるわけであるから、活用とは言わないかもしれないが応用としてそれらに妨げのないようにすることは重要である。

(戸田委員)

第6章の1頁のところで保存管理の基本方針として5項目あるが、第2番目と4番目、いずれも活用について検討するという表記になっている。この活用方針については、これに相当するところに移すか、あるいは文章を変えるということが必要になると思うが、いかがだろうか。

(今川委員)

最後の文章も増えたのだろうか。前回資料をいただいた時は3項目だったと思う。

(事務局)

大綱が4項目となっているのは、保存管理・活用・整備・運営体制と基本的にはこの4つの大きな項目についての大綱といった意味合いである。被ってくる部分は当然あるし、先程の話の中で保存管理と活用というのはどういう関係にあるのかということもあって、どちらで扱うべきかという少し難しい問題も絡むが、基本的に調査研究について言及している箇所は保存管理で主に扱っている。その成果を活かしてといった部分については、活用の方に入れるような形で事務局では整理している。

また4つになった理由は、大きく4つの基本方針があるのでそれに対応して大綱を準備したという状態になっている。

(三浦座長)

先程の質問だと第2節の1番目、保存活用の基本方針の(2)のところの内容と次の頁、2番目の(1)の内容はほとんど一緒かと思う。従って先程の意見だと、第2節の方の1番目が旧整備管理の基本方針で2番目が活用なので、それが重複している、もしくは混ざっている、これはすっきり整理したらよいという意見だったんじゃないか。

(事務局)

そういう方向で調査と活用が分かるような形で修正を図りたい。

(戸田委員)

どういう趣旨でこの項目に入っているのかを整理した方が良い。

(三宅委員)

まず大綱の方では、2つ目の項目に史跡広島城跡に関する調査研究を計画的に継続するというものがある。ただ、第2節の基本方針のところを見ると、1の(2)のところ保存活用に必要調査研究というものがある、活用の基本方針1のところは本質的に価値に関する調査研究というニュアンスかと思う。つまりその調査研究といった場合、整備のための調査研究というのも当然あると思うし、全体にかかると思う。それが大綱にしかないというのが混乱しているのではと思ったが、この調査研究というのをどういうふうに位置づけて整理すればいいのかということと、今どういうふうに原案になっているのかということを確認しておきたい。

(事務局)

基本的にすべての調査研究は保存にも関わるし、活用にも整備の方向性にもすべてに関わってくるものではあるが、後ろの章でも少し触れさせていただくように、広島城は基礎的な調査研究が足りていない部分が多くあるので、現状と課題を踏まえて方針を、となると、どうしても調査研究をした上で、こういう計画を立てますよというようになっているのが実情である。先生方の、基本方針がちょっと分かりづらいのではないかとのご指摘については、事務局で再整理を考えたい。

(三浦座長)

この大綱の方の囲ってある方の2番目、「史跡広島城跡に関する調査研究を計画的に継続する…」との文言が入っているが、その次の第2節基本方針の1の(4)だが、史跡指定地

外に存在するかつて広島城を構成した要素について研究するのだろうが、基本的にあまり具体的には書かず、一般的に包括的に書くのがこの大綱の書き方だが、ここに書いてある内容から類推すると、今指定地にはなっていない指定地外のところで非常に重要な遺構が残っていること、例えば三の丸で一番北側にある石垣、(広島)法務局の北、太田川の土手のところに二つぐらい櫓の跡の石垣が残っている、そういったものは今後追加指定の予定になるのだろうが、そういうものがあるということを知るようにこの囲われている中に入れといていただけないだろうか。どこに入れるかが難しいところだが、2番目の史跡広島城跡に関する調査研究というのを、指定地内外というように、実際の文言についてはお任せするが、追加指定のことを考えているということが分かるようにお書きになった方が非常に貴重な遺構なので良いのではと思う。

(事務局)

この大綱の中がすべて史跡広島城跡になっているというご指摘はその通りだと思うので、史跡内外という言葉はどこかで入れていくことは事務局として検討していきたい。

(三浦座長)

3番目の整備の基本方針の(2)に「本質価値を保護するため、き損…」と書いてあるが、これは壊れたところ、危ないところを必要に応じて計画的復旧を実施するのか、すでに失われているものについて本質的価値を高めるために、広島城跡の本質価値の理解を深めるために無くなっているものを復旧するのか、これはどちらだろうか。

(事務局)

事務局としては、まずはその危険箇所やき損場所の修復を先にして、失われてしまっているものの価値の復旧についてはその後という形で考えている。それらの基礎資料になるための石垣カルテやそういった部分の基礎調査をこれから実施していきたい。

(三浦座長)

(2)にある必要に応じて計画的な復旧というところには、すでに無くなっているけれども大事なものの復旧は入っているということでもいいだろうか。普通に読むと、壊れそうなところだけ直せというふうには読めない。今無くなっているところについて復旧するというのは非常に大事なことなので、もしそういう計画があるんだったら、これはマスタープランだからしっかりと書いてほしい。もう少し具体的に申し上げると、広島市の方では天守の木造復元を考えているが、それを匂わせるようなことを書いておかなくていいのだろうか。天守を復旧することは書けないが、広島城天守というのは城郭建築において、非常に重要な画期的なものであって、これが木造復元されるというのは日本の城郭に対する全体の評価も関わるような大事なことである。かといってここに天守復旧と木造復元を書くというのはマスタープランとしてはおかしいので、そういうような大事なものの復旧をするならばどこかにしっかりと書いておかないといけない。ここでは壊れそうなところを復旧と書いているから、そういったすでに無くなっているけど特に重要なものについて復旧すると、それについては書いていないだろうか。すでに失われている遺構について、この広島城の本質

的価値を高め、広島城の活用に大きな貢献をなすようなものについては、復旧することを積極的に検討するとか、そういうことを書かれた方が良い。

(事務局)

意見を踏まえて、必要な修正をさせていただく。

(内田委員)

2頁目の活用基本方針の(3)に、史跡広島城跡と史跡頼山陽居室を含めた旧城下町範囲をとということで頼山陽の史跡も挙げてもらっているのは結構なことだが、そういう(旧城下町範囲という)意味では、縮景園という名勝庭園もある。同時代の遺跡を一体的に活用していくという意味でネットワーク化するのはいい対象になるので、縮景園も取り上げていただいて、その他旧城下町という言葉を入れるかどうかはご検討いただければと思う。また駅の北側にもこの時代の遺跡があったかと思う。

(三浦座長)

広島東照宮と饒津神社かと思う。広島東照宮は、浅野氏が福島に代わって広島に入った時に、国持ち大名でなおかつ將軍の偏諱をもらうくらいの家格があって、なおかつ徳川家康の外戚関係になっていること、いわゆる親類だが、そこに関して東照宮を建てることを認めている。従って、これは岡山、金沢、仙台とわずかしかない。これはそのうちの一つであるから、史跡指定外で書くことになると思う。

続いて饒津神社というのは、幕末に初代浅野藩の浅野長政を祀った神社で、これは広島の歴史的な問題だが、幕末になると藩祖を祀る神社というものを各藩で設けることになるが、その比較的早い時期のものであって、そういった意味で考えていくとこの饒津神社というのは広島藩に関係あることで、一応城下町であるから、挙げるとしたらその辺のところも入れていただきたい。

(中越委員)

縮景園が入るのはお城の出城みたいなイメージがあったからいいが、駅の北側については現在大きな開発事業をやっているから、入れない方が良いでしょう。

(今川委員)

第1章で範囲は確定したのではないか。

(広島城 篠原主任)

駅の北側に関して城下ではないのではないかと、というご指摘だったと思うが、近世の広島城下というのは、いわゆる商家や武家屋敷が立ち並んでいる場所だけではなく、その周辺の村々まで含んだ地域を特別行政区域・広島府という名称で称されることもある。二葉山から尾長山、旧岩鼻の稜線までが広域での城下範囲に渡るので、歴史的な事実だけを述べると、お城と密接に関係している地域内ではある。

(鈴木委員)

今後の活用を考えて、史跡指定地だけではなくその他どういうふうにネットワークを作っていくかについて触れているところであるから、北側も含めて観光資源として活用する

ということで、現状で保存すると述べているのではないから含めていいと思う。

(三浦座長)

基本的に広島東照宮は市指定の建造物になっているので保存はされていると思う。

(鈴木委員)

そういう形で活用を図るという方向では、そういうところも含めていった方が趣旨にあっているのではと思う。

(今川委員)

ネットワークという意味で関連を持ってということであればいいと思うが、議論して第1章で確定した範囲を6章にきて広げるというのは、シナリオに一貫性が無いと思う。

(三浦座長)

第1章の範囲というのはどこになるだろうか。

(事務局)

今お手元にある資料で言うと参考資料の1になる。

(三浦座長)

第1章の時はもう少し南側が入っていたということか。

(事務局)

それに加えて、南側の頼山陽史跡地が現在あるあたりについても計画の対象範囲に入っている。

(三浦座長)

確かに第1章で述べたところだと、縮景園と頼山陽は入るがその他は入っていないというふうになっている。最も大綱を決めるときに、第1章の方へフィードバックするのは構わないので、鈴木先生がおっしゃるように広げるのであれば、ピンポイントで広げるのは構わないと思う。第5章までは議論が終わったということではなく、直した方が良いところがあれば忌憚なくおっしゃっていただきたい。それで東照宮と饒津神社が北側にあって、その辺のところまで文言を入れるか入れないかについてだが、これぐらいは今決めておかないと事務局が困ると思う。

2番の活用の基本方針の(3)のところ、これは史跡しか挙げていないので広島城跡と頼山陽だけだが、史跡等に準ずるところだともう少し増えてくる。

(戸田委員)

こういう施設であればいいのではと思う。

(三浦座長)

皆さんの意見から名勝縮景園は入れると。それはこれまでの第1章(で触れた計画)の対象範囲でもあった。また飛び地にはなるが、広島府の範囲として広島藩と密接な関係にあった広島東照宮と饒津神社を名前だけ入れてはどうか。

(事務局)

今回の資料の中には入らないが、第8章第9章の方でそういった具体的な名称を挙げて、一体的な活用を図るというふうに記載をさせていただく形で整理したいと思うがいかがでしょうか。

(三浦座長)

頼山陽の後ろに名勝縮景園を入れて、これについて後ろの表で追記するということがよろしいだろうか。

(戸田委員)

縮景園“等”といれてはどうか。

(事務局)

“等”を入れておいて、後ろで追記をさせていただく。

(戸田委員)

3頁、先程の私の質問にも関わるが、図の6-1が非常に分かりにくいと思う。書かれているのは、右上のサイクルの範囲として保存・管理・活用・整備・公開活用を長い目で回すという、あとは保存と活用、整備をする上での大事なことが書かれている。だからこの項目を保存活用計画の中に織り込むことで一つのサイクルとして図にした方がよい。不用意に矢印がつけられていて何の意味か分からない。

(三浦座長)

分かりにくいことは確かかと思う。

(戸田委員)

もう一度作り直された方がよいと思う。

(三浦座長)

これは文化庁のマネジメント報告書に書いてある図を大分変えたのか、それともほぼそのまま載せたのか、どちらだろうか。

(パスコ)

レイアウトは1頁に収めるために若干(レイアウトを)変えたが、ほとんど変えていない。

(内田委員)

基本的には2つの図で示されているもので、左側の史跡の保護に保存と活用があって、合間を繋ぐのが整備というようになっていて、右側のグレーになっているところで全体の事業の流れが示されていて、やがて公開活用した上でまた自己点検をして、また新しいサイクルに入っていくという2つの図を無理して1つの図にしているのかと思う。

(パスコ)

先生のご指摘のとおり、保存活用計画の中にこの保存というところを入れた方が分かりやすいと考えているので、工夫させていただく。

(三浦座長)

分かりやすくなるように努力していただきたい。

これを1頁に収めようとするから厳しいのであって、例えば見開き2頁のようにして分

かりやすくしていただきたい。

(2) 第7章 保存管理の方向性と方法 について

(素案内容「第7章 保存管理の方向性と方法」について事務局より説明を行った。)

(三浦座長)

第7章の2頁目の2番目、囲われているところの下のところだが、そこに書いてある内容について、他の史跡における扱いと広島城における扱いが全然違うので、具体的に私から補足説明しておく、広島城には原爆による被災で近くに建っていた建物が火災に遭い、その熱によって相当傷んだ石垣が残っている。それについて、他の遺跡の場合だと、そういった空襲等において焼けた石垣等が劣化したときは、積み直し等をした場合、使えない石は新補石に取り換えている。これは安全上の問題によるものだが、広島城においてはこの原爆・被爆という世界的な人類の悲惨さを後に残さなくてはならないという特別な使命があるから、安易な取り替え、もちろん物理学的に不可能なものはまた別に考えることになると思うが、安易な取りかえはやめようということで、通常の遺跡における扱いとは若干違ったことになっている。なぜこれをわざわざ書いてあるかということ、表御門を復元するときに、表御門が載っている袖石垣が原爆の被災時に表御門が燃え上がったから相当に傷んでいて、傷んだ石垣の石は片端から取り替えをして新補石になっている。その復元の仕方について、私は取り換えるべきではなかったと思うが、その当時は被爆遺跡を保存するのではなくて、広島城跡を保存するというのが第一義であった。だから今回このところにわざわざこれが書いてあるのは、普通の遺跡の扱いとは若干違うということを理解してもらうためにわざわざ書いてあると、そういうようなご理解で皆様からご意見をいただきたい。

(鈴木委員)

1頁第2節保存管理の方法だが、ここは史跡全体の保存管理をどういうふうに進めていくかということを書くべきところかと思うが、現天守を解体してその基礎の石垣を調査する、それが中心になっている。そこら辺のところは例えば現天守でも、先程の区分で行けば本質的価値の理解を高める要素であることは間違いないことと、築50年過ぎていたので建造物として登録有形文化財の要件も満たしているから、そういった価値も十分に検討した上でどういうふうにするか、もちろんあり方に関する会議で木造化を目指すということが意見として出されているので、市民の要望とかそういったものを踏まえて慎重に検討していかなければいけないが、まずはその本質的価値の理解を高める諸要素もあるということは前提なので、そこら辺を踏まえて全般としてどういうふう保存管理をしていくかという書き方にするべきかというふうに思うがいかがだろうか。

(三浦座長)

この文章の書き方が断定的・唐突的に書いてあって、保存活用計画の書き方として若干違和感があると思う。本質的価値の理解を高めるための復元・復興建物だが、これは本質的

価値そのものではないので、不都合ができたときにはこれを更新することになると思う。従って現天守は耐震基準を満たしておらず、耐用年限にほぼ近づいてしまっているから建て替える必要、更新する必要がある。ここでは耐用年限が近づいている等の記載もなく、将来的に木造復元も含めた調査を進めると書いてあるが、もう少し柔らかく書くと、「耐用年限が近づいていて耐震不適格であるから、この現天守が本質的価値を理解する上で重要なものであることから更新等について検討し…」となるが、この場合は必要というよりも、本質的価値の理解をより一層高めるためには木造復元が正しいということで、こうだという書き方ではなく、もう少し柔らかく書いた方が良いかと思う。いずれにしても、この計画は木造復元を具体的なものにする報告書ではなく、木造復元をすることを可能にする計画であるから、あくまでそのように書き換えて提示できればと私は思う。

(事務局)

書きぶりについては、今皆様からのご意見を反映して検討したい。

今ここで書かなければいけないと事務局で考えているのは、検討をするにあたって必要な調査をまず行い、調査をした結果が検討に反映されていくといったごく当たり前のことではあるが、それを保存管理の方法の中で記載していく形にしたいと考えている。その過程でもう少し柔らかめに、更新の必要があるというようなニュアンスを含めて、現天守とその周辺についての調査の必要性についてまとめるよう考えているがいかがだろうか。

(三浦座長)

木造復元には一応したいが、ここではそのように書けないので、本質的価値の理解を高めるのに大きく寄与するという検討結果になった場合は、木造復元も検討すると、そのようなことでまとめていただきたい。

(戸田委員)

例えば保存管理の基本方針、項目を見直す、整理するとのことだったのでそれはお願いしたい。整理された項目と基本方針のもとで、この第7章は書かれるべきだと思う。その整合性がどうなるのか、書かれている内容が基本方針に則った書きぶりではないように感じるがいかがだろうか。

基本方針があって、その方針に則って方向性、基本方針を具現化するための方向性、そしてその方法があって、それでもって具体的な諸要素の保存管理の方向性と方法という形になるべきだろうと思う。その基本方針のところがどのような形で踏まえられて、第7章に活かされているのか、そこはどのように検討されているのだろうか。

(事務局)

まず保存管理の基本方針の(1)、日常的な維持管理を確実に、この部分については第4節以降の現状変更の基本方針と取り扱い基準になる。日常的に史跡の中で様々な催しも行われており、その中で史跡の本質的な価値を損なわないように、史跡の何が大丈夫で何が駄目かといったような部分をこちらで挙げている。

(2)の保存活用に必要な調査研究を計画的・継続的に進めていく部分については、後

ろの第5節の部分で市含め事務局の方で行っている各種の取組と今後必要となってくる調査研究についてこちらで詳述している。

(3)、中心市街地との景観的な調和を図り、の部分については、追加指定含めて保存に関わる調査研究のところで触れている。

(4)についても同様である。

(5)の現状変更等の行為については特出ししているような状態になるが、史跡の中で現状変更手続きというのは、基本的にその保存管理、維持管理全般に関わってくるものになるので、そういった形でまとめている。ただ、ご指摘の中で特に第4節、現状変更の取り扱い基準の部分で文章だけで分かりづらいとも受け取れたので、この辺りを工夫し、表か何かつけた方が良くかと思っている。こういった場合はこういう手続きが必要、という形にできればと思う。今現在は第7章4頁目で、現状変更に関わる手続きのフロー図が出ているだけである。これだけだと専門から少々離れてしまうと、一体何を指している図なのだろうと思われる方もいらっしゃるかと思うので、これは認める、これは認められない、これは条件付きで認めるというような、一般的な表の形で史跡内での要素の取り扱いについてまとめるよう考えている。

(戸田委員)

今説明されたような内容を第7章の第1節辺りで、どういう対応関係にあるか、基本方針を踏まえてどういう方向性でというのを整理して、関係各所・各節の記述との関係を分かりやすくしたらどうか。基本方針のもとで保存管理をどのようにしていくのかということについての具体的な内容を第7章のどこで書くのかということである。

(三浦座長)

第7章が何のためにあるのかというと、広島市にたくさん部署があって、その部署それぞれの人たちが例えば広島城内で何か開発行為・変更行為をしたいと思ったときに、それを行っていいのか悪いのか、それを行うためにはどういう手続きしたらいいのかというのがすぐ分かるように示すのが一番の目的である。従って第7章のところで、事務局の方が言ったように、表をつけてこういう場合はこうであるというように見ただけで瞬間的に分かるようなものが必要である。ただそれはこの第7章の最終結論なので、どちらかというと後ろの方にあった方が座りはいい。その表に行き着くまでのプロセスがこの第1節から順番に書いてあるわけなので、この書きぶりであれば私はこれでいいような気がするが、内田先生にご意見をいただきたい。

(内田委員)

1頁目、第1節で方向性が書いてあって、第2節が保存管理の方法ということで、先程ご指摘があったとおり一番最初から現天守の現状変更の話と具体的な話が出すぎているが、この保存管理の方法では普通ゾーニング図を示すと思う。現状はゾーニング図が出ていないので分かりにくくなっているかと思う。基本的には対象としている城跡、さらに広げていくと先程の旧城下町のような話にはなっていくわけだが、いわゆる城跡の中で史跡

指定されているところが核心の部分で、まずはそこに関しての図示をしっかりとしてもらって、たまたま所有者の関係で遺構としてはよく知られているがまだ史跡指定の了解ももらっていないようなところ、追加指定の対象になるところが次の色分けになっていて、さらに埋蔵文化財の包蔵地として扱っていきこうというエリア、そういったところが今度外側に広がっていて、そこでは埋蔵文化財包蔵地としての扱いをしていくというゾーニングごとの基本的な方針をここで述べてもらって、その中の構成要素はこんなことが次の頁に書いてあると、そして3頁からは現状変更の方針とその取り扱いであるから、ここでは基本的に史跡指定地内でどういうふうなことをやるのかという辺りが述べられているということになってくる。

第5節の方では、さらにその史跡指定地の中もゾーニングをしていて、郭によって分かれているということなのだろうが、そこでの特殊事情が書いてあるというような構成になっていく。そして8頁に行くと、追加指定のエリアでまだ指定にはなっていないけど追加指定していくというエリアに関するところが赤字であって、その次あたりに埋蔵文化財としての取り扱いをしていきこうというようなエリア、そういった事柄についてこう変えていくというようなことになっていくと思う。従って今ペDESTリアンデッキを作っているところ、あの辺りは三の丸歴史館ができるという話で、そういうところで開発が行われることに伴って調査や計画をするということになる。歴史館は令和8年頃にオープンするという話で、そういう段階だとおそらく設計等も進んでいるのではないかと思うが、設計や何かに活かすためには発掘調査を先行して行って、そこでの発掘調査の成果をそこに設置する施設に活かすというような発想を持っておかないといけないと思う。そこでどのようなものが出てくるのかは分からないが、発掘調査をして何らか出てきたものを表現したいとなれば、そういったところに資料館がぴったりと一致させ、当時その施設は今の建物のこんな位置であったとか、あるいはそこに展示機能を少し加えてみるようなことも可能になってくるわけである。

民間の工事において調査を先行するというのは厳しいが、市がやることで発掘調査が必要になっているようなものであれば、あらかじめきちんと発掘調査をして、その成果を整備にできるだけ活かしていく、というような発想がやはり必要になってくるので、そういった事柄をこの市が管理しているような三の丸地区等ではやっていく、というような方向性を述べていただくと、保存活用計画としてはよろしいのではないのかなと個人的には思う。

(三浦座長)

この広島城跡は他の史跡の指定と比べると非常に特殊で、本日皆様方にあらかじめ配られている参考資料2という図において、史跡の指定範囲を赤線でくくってあるが内堀より内側、普通の史跡だとすでに史跡の土地の構成において民有地がかなり含まれているし、土地が色々な状況・条件が変わっていて、一括的に同一の保存管理が被せられないという状況があるから、(他の)ほとんどの史跡については内田先生がおっしゃったようにゾー

ニングをするが、ここ（広島城跡）の場合、指定地の中をゾーニングした場合、他の指定地に準拠してゾーニングするとA地区という一番高度な保存管理をするところになってしまって、B地区以下はないということになるので、従ってゾーニングはしてない。だから他の保存管理計画の報告書と比べると極めて特殊な例になっていて、内田先生がおっしゃったのは、この指定地外のところもちろん追加指定の予定のところもあるので、通常（ならば）指定地外の（土地の状況や条件に）についても述べるが、今回は多分（先述の広島城跡周辺の土地状況などから、そういった内容記載については）いらないと思うので、指定地外の（追加指定の）ことについてもどこかに書いておいていただいた方がよろしいかと思う。

この第7章において、基本的には開発行為において史跡を壊されないように、本質的価値を壊されないように、もしくは本質的価値を高めるような行為、開発行為をしてもらうために、市の部署で直ちに理解できるような形で、多くの場合は表みたいな形にしていくわけだが、それが今無いので今度追記していただきたい。ただ、通常は一番最初にそれがあると違和感があるので、この第7章の検討における最終結論としてこうなるという形で挙げるのが妥当じゃないかと思うがいかがだろうか。

それでさらに内田先生が今おっしゃったような指定地外についての扱いもその表の中に加え、その表の最後のところに指定地外の扱いについて書いておくと、開発行為において大事なところを壊されなくても済むと思うので、注意喚起として書いておく必要があるのではないかと思う。

（棚橋委員）

7月の原案の中で、個別のものをどう扱うかとして本丸下段と腰曲輪となっているが、今回はその腰曲輪の記述は抜けている。これはどういう意図なのか。

（事務局）

これは広島城の学芸員とも相談をして、腰曲輪という呼び方で上段の北と西と東の部分を取り扱うというのももちろん名称としてはあるが、上段と下段という段の違いという構造からすると、あれは下段の構築物の一部で、その上に上段が部分的に乗っかっているというような理解の方が良いのではないか、というご指摘をいただいたので、あえて腰曲輪とは呼ばずに上段部分と下段部分という形で整理をしているところである。

（三浦座長）

今護国神社が建っている広場を大体下段と呼んでいる。本丸の残り3方向について幅が狭いので腰曲輪とは言いが、曲輪とつけるからには仕切りが必要である。仕切りについてはこの参考資料2を見ていただくと、南小天守のすぐ下のところにかつて仕切門があって、曲輪というのであれば仕切門からだから、そこから先大きく腰曲輪ということを見ると、西側の細長いところが残ってしまう。学芸員の指摘のとおり腰曲輪と下段とを分けると歴史的な記載やもしくは遺構の状況から考えて矛盾するので、これは上段で残りは全部下段と考えた方が分かりやすいし、また、特に取り扱いを変える必要はなさそうなので

同じにしておいた方が分かりやすくいいのではないかと思います。

(鈴木委員)

8頁(5)旧広島城範囲の書き方の問題だが、かつて広島城を構成していた曲輪とか櫓や石垣などについては長期的な取組として着実に研究をするとある。調査研究は長期的にやらないといけないが、どこに何があるかということは早急に把握しておかないと開発に対応できない。現在の書き方だと遺存状況を把握する取組も長期的と思われるので、先程の趣旨からいうと少しそぐわない表現かと思う。今後の市の再開発計画とかに対応できるように遺構を把握しておく必要があるという作りにはしていただけたらと思う。

(三浦座長)

おっしゃるとおりで、記載の方を分かりやすく間違いのないように直していただけたらと思う。

(鈴木委員)

7頁目その他の取組の(3)二の丸のところにサイン計画のことが書いてあるが、史跡内の総合的なサイン計画や展示計画として長期的な取組と書かれている。これはいつになるのかという話もあるが、整備基本計画でははっきりと策定しないといけないと思うので、目標は分かるように設定してほしい。それからサイン計画が史跡内とあるが、やはり史跡内外の広島城の範囲で合わせた統一的なサインというのがあった方が市民や観光客の方には理解しやすいと思うので、史跡内だけではなく、城跡の範囲、サインを計画的に更新・統一するような計画というのを少なくとも整備基本計画では策定するというような書き方にしていきたい。

(事務局)

整備基本計画の中で検討させていただく。

(棚橋委員)

2頁目の四角の中の広島城の歴史的経緯を示す諸要素に、大本営が置かれたというのは日清戦争に対してだが、読んでいくと日清戦争から広島市が特に陸軍の小施設がたくさん置かれるようになってというのはそのとおりだが、ここだと日清戦争から急に注目されているように思われるので、日清戦争に際して“第5師団司令部”という言葉を入れると、第5師団は基をたどれば明治6年までいくので、より良いのではないかと思います。

(事務局)

そのように修正させていただく。

(鈴木委員)

7章最後の9頁に囲みがあり、一番上のところが史跡等の本質的な価値を把握するための調査研究となっているが、これは史跡の本質的価値だけを調査するようにとられがちなので、やはり広島城跡をめぐる多角的な研究が必要かと思う。誤解のないような表現に直していただきたい。

(事務局)

“本質的な”という表現を落とさせていただく。

(内田委員)

8頁(5)旧広島城範囲の4行目では、機会をとらえ適切に発掘調査を実施するなど遺存状況を把握するための取組を継続していくということで、今までの発掘調査の成果については別紙の資料の3枚目に発掘調査のポイント、地点名等主な遺構についてポイントで落としてもらっているわけだが、こういったことがずっと継続的に行われてくると当時の堀跡の位置というのは確定して復元図を正確に描けると思うが、旧三の丸や今の市街地、ビルなどが建っているようなところでの開発に伴っての発掘調査はきちんとすべてで実施して、堀跡の位置や石垣の残存状況の確認をされてきているのだろうか。

(事務局)

この参考資料1に挙げさせていただいているものは、これまでに発掘調査が行われて調査報告書が刊行されている地点になる。これ以外で大規模に発掘調査が必要になった開発は、この範囲中には存在していない。(例外が)サッカースタジアム等に関する発掘調査であるが、この調査についてはまだ整理作業中なのでここには入っていない。それ以外の小規模な現地立会などについては、それぞれの確認地点は落ちていない状態になっている。

(内田委員)

そういう現地立会などで石垣のラインを押さえたりしていくことを少しずつやっていけば正確な復元図が描けると思う。しかしそれを地上で(遺構表示等で)表現するのはなかなか難しいことではあるが、次のラインが引ければ、その先で出てくる工事に対しては石垣が出てくることを予測できるだろうから、杭の位置をずらすとか遺跡に対する配慮ということができるようになってはいるはずだが、そういう取組をやっていくとは書いてあっても、どこまで実効性をもってやっていってもらえるのか、その辺についてはいかがか。

(事務局)

こちらは(次回議題の)調査・運営の体制整備の部分で触れていくところになってくる。例を挙げさせていただくと、この参考資料1の25番西白島(2)地点、こちらは広島城の石垣がビルの再開発にあたって確認された場所である。こちらは隣接地もまだ建物が建っている状態なので、そういった周辺の開発行為が出てきた場合にはこちらの方で実際に調査指導しながら、協力をお願いし確認していくという手順を踏むようにしている。

(内田委員)

私の勤めている奈良文化財研究所では、西大寺という京都行きと大阪行きの交差点になっている駅に隣接していて、平城宮遺跡のすぐ近くにあった西大寺という駅の名前にもなった寺があるが、その西大寺とそれに隣接した尼寺西隆寺が30年前に一度銀行の敷地で保存をしておいたが、このところの再開発の中で保存していたものを結局建て替えの中でどうしても壊すというようなことが起きてしまっている。結局所有者がその場所をあんまり認識していないというようなことが結構あって、今になって当時の町割や復元図も

いろいろ示したり、YouTubeで流したりと遅ればせながら今やっているところだが、当時の町割は今埋められてしまって分からなくなっているとは思うが、そういうのを分かっただけで、それをまちづくりの中に活かすという、非常に難しいことかと思うが、活かすような方向で考える視点、姿勢というのは常に持っておいていただきたいという思いがある。

(三浦座長)

8頁(5)で重要な広島城跡の遺構があちこちで出ていて、基本的には行政発掘であちこち発掘はしているが、基本的には出てきた石垣は破壊している。従って大事なものがどんどん消えていくのが現状であるが、何分にも民間所有地であることが多くてなかなかやむを得ないところがある。(5)のところには書いてあるが、内田先生のご意向でもう少し強く書けないかと思う。少し書き方を工夫して、大事なものはしっかりと残すような、開発行為にあたって広島城跡の指定地外にあっても非常に重要な遺跡であるということをしつかりと認知できるような取組をしたいというようなことを書いていただくとよろしいかと思う。

(中越委員)

今たまたま堀のことが出ているので、参考資料の1に内側の堀があるが、これはいつ頃埋められたのだろうか。

(事務局)

明治から大正にかけて軍が駐留している過程で埋められていることが地図の違いから分かっている。

(中越委員)

この参考資料1の中にこの堀を調査する今後の計画があるだろうか。

(三浦座長)

サッカースタジアムの建設前に事前調査はしている。報告書はまだできてなくて今整理中ということである。

(中越委員)

ここは有名な丹下健三先生のラインかと思う。このラインを維持するために色々な施設を避けているところであるから、ぜひそういう発想で調べていただきたい。

(事務局)

報告書が出たら、また記載しようと思う。

～5分休憩～

(戸田委員)

4頁図7-1だが、おそらく文化財保護行政担当者会議と文化庁が作成された図をベースにされているから分かりやすく変更ができなかったのかと思うが、例えば、左の保存に影響を及ぼす行為、上の方も同じだが、黄色が保存に重大な影響を及ぼす行為以外のもの、

その下の影響が軽微な場合これも含まれる。本来保存に重要な影響が出ないもの、及ぼす影響をどう表現しているか分からないが、集合関係で言えば黄色は下の緑を含む。上の現状変更も同じだが、重大な現状変更以外のものもすべてということになると、下の維持の措置とか災害時というのも緑、これはどういう関係にあるのか。許可不要というものと、この黄色の権限移譲の方に矢印がきているけれど、集合関係が正確に表されていないように思う。これも作り替えていただきたい。

(三浦座長)

通常の保存管理計画の報告書にこの図は入れない。これはサービスでついていると思っていただきたい。

どういうふうになっているのか分かりやすくするためにお入れになったという努力は感じるが、分からないという意見が出てくるのであれば藪蛇なので、基本的には最後の表において具体的な要素についてそれぞれどうするか書かれるので、この図自体を理解する必要はないから、省略された方が良いかと思う。

(事務局)

その形で整理したい。

(三浦座長)

図7-1は削除ということで、具体的にはこういうふうに分けていて、最終的な表では許可がいらぬということになるが、その結論にどうしてなったかということをご理解いただければ構わないと思う。

(3) 第10章 調査の方向性と方法 について

(素案内容「第10章 調査の方向性と方法」について事務局より説明を行った。)

(事務局)

図10-2と表10-2について、補足で説明させていただく。調査予定のうち、特に番号で示している④から⑨の周辺の確認調査や作業ヤードの確認調査については、今後の天守の復元等の検討によって全く変わるものなので、参考例としてご覧いただきたい。また、スケジュールについても、皆様ご存知のように発掘調査は調査の結果により大きく状況が変わってくる。調査体制によっても調査期間が前後するので、調査の優先順位を示しているといった意味合いでご審議いただきたい。

(鈴木委員)

第10章の4頁目調査の方向性と方法の最初の文章だが、第7章第5節では「史跡広島城跡周辺で進行中の施策や着手が見込まれている事業を踏まえて地区ごとの取組云々…」と書いてあるが、これはすごく短絡的で、第7章第5節はそういうことではなくて、史跡全体の現状を踏まえて今後どういうふうにしていくかということが書いてあって、進行中の施策とか着手というような近視眼的な記述をしたところではないというふうに理解して

いるので直していただきたい。

(事務局)

修正させていただく。

(鈴木委員)

最後の発掘調査に関わるどころだが、5頁目、中・長期的に着手が望まれる施策の四角の三つ目、遺構保護層の流出対策が重要とあるが、これはある程度緊急な問題だと思う。今後どういうふうなここを整備していくかという時に、遺構がどう残っているかということが全体的に把握できていないといけないので、その全体的な把握というのを急いでやって、決して広い面積ではなくとも要所要所を確認して、全体のあり方がある程度早い段階で把握しないと、今後の計画というのが立てられなかったり、具体的に整備を進めようと思ったときに計画変更をしなくてはいけないということが出てくるので、流出を防ぐということと、遺構の残存状況を確認するというのもう少し前倒ししていただいた方が良いかと思う。一番最後の文章で、「このための基礎情報を収集、取得を目的とした確認調査は史跡内の広範囲で行われることも予想される」とあるが、これはしなくてはいけないことだと思う。この発掘調査の計画の図面では天守閣周辺、石垣周辺というのが優先されている。もちろんそれは十分理解していて早くしなければいけないことだが、やはりそれと並行して、全体的な遺構残存状況の把握、それから流出の防止という対策も並行しながらやっていただかないと、全体的な整備がなかなかうまく進まないかと思う。

(事務局)

文章表現についてはご指摘のとおりなので、直させていただきます。確認調査については、どうしてもマンパワーが必要なので、そこを含めて今後検討させていただきます。

(今川委員)

石垣の調査を急いでいるということで6年もかかるとのことだが、ドローンを飛ばして3Dの点群データを取るのではダメなのだろうか。

(事務局)

石垣カルテというのは、見直しを行う際に元々どういう状態だったのか、それ自体が本質的な価値なのか、あるいは後世の積み直しなのか、どこまでが積み直されていてどこまでが昔のものなのか、そういった観察を行うことがメインであって、測量だけではなく、その石垣一つ一つに対して評価をしていくことの方が重要になる。よってどうしても時間がかかることになる。

(今川委員)

熊本城の修復の話や今学会によく出ているものを見ていると、最近のこういう調査は点群データで撮ってしまって、群ごとの特性というのをパソコンに分類させて、そこから目で見に行くというふうなのが主流になっているように報告書とかを見ると理解していたが、それであれば飛ばしてデータが挙がってくるのを待って、その後目視で確認して正しいとなれば6年もかからないと思う。

(事務局)

図を作ること自体は比較的短期間でできると思うので、測量自体は3年程度と考えてはいる。ただ、それを観察し、そしてどこをどういう形で修復していくのかという観察記録と石垣の安定性のための予備調査、これは今年度になってから文化庁が石垣の耐震基準についての指針という形で案を公開しているが、これらに則った形で指標を出していくためには、どうしても人が解釈をしなければいけない部分というのが非常に多くなり、実際に文化財の担当をしているところでもそういった人材を十分に確保できていないという現状があるので、体制強化も含めて検討させていただければと考えている。

(三浦座長)

熊本城みたいに木がほとんど生えてないところはドローンで簡単に撮影できるが、広島城は、特に一番重要な石垣があるのが本丸の上段の北側で、あそこは木がうっそうと茂っているのと石垣に相当に雑草が生い茂っていて、ドローンだけでは無理なところがある。そういった点で熊本城と同列には扱えないというのが出てくると思う。それと熊本城の石垣と広島城の石垣には、実は根本的な違いがあって、熊本城の石垣は基本的には割っただけの割石だが、広島城の場合は熊本城と比べると時期差が相当あって、輝元が作った天正末から文禄・慶長の初めぐらいのものと、それから福島正則が増築したもの、それから江戸時代に浅野が修理のために作ったいろいろなものがごちゃ混ぜになっていて、しかも毛利が作った石垣は日本で特異な石垣で、なぜかという野面積みなのにもかかわらず表面に仕上げがしてある。本来あれを野面と言わないが、野面石に仕上げをした日本で唯一の石垣であって、石の一つ一つの形状が表面仕上げによって極めて精密に加工がされ、なおかつ石垣の隙間から見えるところは牡蠣殻がついているところがあって、ドローンではそのまま見つからないことがあるので、かなり丁寧な観察が必要ではないかと思う。従って熊本城のような単純なものとは違って時間がかかるのはやむを得ないだろうとは思いますが、大事な石垣の調査なので、拙速にはならず、かつ確実に、かといってあまり悠長にはならない。そのようなところを要望したいと思う。

(広島城 篠原主任)

石垣は最終的にはある程度評価を与える、年代感を与えるという作業が必要になってくるが、ドローンで点群を撮り、それをレーザー3Dで図化するというのは作業的にパソコンの性能が上がればそれだけ作業が早くなるのかもしれないが、その評価を与える基礎資料としての文献資料が、広島城の場合、石垣の修復に関するものが残されてはいるが整理がまだ不十分である。あるいは資料が限られているという条件があって、その判断の材料となる文献調査があまり進んでないという状況があるので、それを加えると、むしろこの期間でできるのかというほどの短い間で設定されているとは思う。

(事務局)

例えば福島が破却した石垣はどこで、どこからどこまでが破却の痕跡で、どこまでが自然に壊れたかといった評価、これが一番大事なところになる。その評価を定め広島城内の

石垣をどうやって整備していくのかという基本的な計画を立てる、そういった形で進めていくためにも、調査にどうしても時間がかかるというところをご理解いただきたい。

(三浦座長)

文献に書いてあることと実際の石垣を見ただけで判断できることは実に大いに違いがあって、石垣を見ただけで判断できることというのは、基本的には大体これからこの間ぐらいだろうという話だが、文献を見るとここはいつ何月に幕府に申請し許可を得て、その許可によって何月何日に竣工したというところまで書いてあるので、従って実物の石垣だけで判断したものを後で文献資料を分析してみたら実は判断が違っているということも出てくる。特に江戸時代の修理についてはほとんど年代的差が広島城の場合においては分からない。非常によく似たような修理の仕方がずっと17世紀の中期ぐらいから始まって18世紀までほとんど変わらない状態で修理しているので、広島城の石垣というのは日本の近世城郭の石垣と比べてはるかに重要なものである。しかも技術的にも毛利独特の作り方から始まって、豊臣政権の普遍的なものまで入っていて、そういった扱った大名家の特性や姿勢もあるので、十分に調査することで日本の石垣の調査研究、発展の歴史等を明らかにする重要な資料の発信源となるだろうと思う。現在は他のお城も石垣がたくさんあるからいろいろな発信をしているが、実は広島城の石垣というのは、それと同等もしくはそれに勝るような価値があるんだというそういうことを皆様方に理解していただいて、時間がかかるのはそういったところだと温かく見守ってあげていただきたい。

(三宅委員)

今回のこの10章の短期的なところと中・長期的な項目が並んでいるが、文献調査に関して体制を整えるということと、絵図に関しても発掘調査と同時に調査を行うということをぜひ明記していただきたいと思う。

(事務局)

ご指摘の点についてはそのとおりなので追記させていただきたい。

(三浦座長)

基本的に絵図については、内容については大体理解できていて、新たに出てくる絵図はないかと思う。

(広島城 篠原主任)

手書きの写しがあって、その原本が見つかったとかそういう事例はあったりするので、決してすべて調査し尽くされたわけではないが、文献に関しては、古くは毛利氏の時代であれば文禄期にこのあたりを通過している人が東北にいるという話もあったり、より範囲を広げて行うなどしないといけないのではないかと思う。広島藩の旧家臣にしても全国的に散らばっている可能性もあるので、もう少し調査の範囲を広げる必要性はあろうかと思う。ただ、どうしても時間はかかることになる。

(4) その他 について

(議事全体を通しての質問・意見について座長から案内があった。)

(中越委員)

ちょうどこの絵にあるとおりの中の範囲、石垣として接するところがあると思うが、あそこは関西タンポポという在来種の唯一の生育地である。旧広島市内では全滅していて、ここだけしか残ってない。あとのタンポポは全部西洋タンポポで、この西洋タンポポがこのお城の中に入ってくると駆逐されてしまう。これは気を付けていただきたい。特に外から砂を運ぶ時には注意しないと、あっという間に西洋タンポポが広がる。石垣との間、個体数で言うと300~400くらいである。これは前の調査なので今どうかは分からない。とにかく西洋タンポポはまだ入ってきていないからお願いしたい。

(事務局)

今のお話については実際どこの場所で確認されているのかも含めて教えていただいて、対応を検討させていただきたい。

(三浦座長)

その他意見はないだろうか。

では本日の議事は以上だが、皆様方にお伝えしておきたいことがある。現在この保存活用計画を作っているが、この度広島城天守の復元等に関する検討会議というのを開催することが決まった。この会議というのは、広島城天守の木造復元ができるかできないか、もしくはするとしたらどういう課題があるか、そういったようなものを具体的に検討して、現天守の解体、実は現天守は耐震補強が必要であるということと、それからもう一つ耐用年限が切れてしまっているが、その現天守が果たしてきた役割、そういったようなものをすべて含めて検討する会議である。現天守を木造復元できるとした場合でも、文化庁が「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」というのを公表しているから、その基準に則った検討を進めていく。その検討会議において出された結論や議事報告、それについてはこの会議に逐次報告をするということになっているので、何卒皆様方もそれを知った上で協力等をしていただきたいと思いますと思う次第である。

(事務局)

委員の皆様、長時間にわたるご審議、誠に感謝する。また、三浦座長においては、本会議の円滑な進行にご協力いただき誠に感謝する。

本日、様々なご意見いただいたので、これらの意見を踏まえて、また必要な修正を行い、委員の皆様にご提示をさせていただく。次回の会議は年末、12月頃の開催を予定している。引き続きご協力をよろしく願います。また、すでにご審議いただいた第1章から第5章についても、いただいた意見をもとに修正を進めているので、後日、文書にてお送りをさせていただきます。お手元に届いたら、ご確認をお願いします。

以上